

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
札幌市は、児童手当に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
札幌市長

公表日
令和7年10月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	札幌市では、児童手当に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、児童手当の資格管理、給付の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表の81項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1. 受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 未支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務 6. 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 上記の事務における申請・届出の受理については、郵送・窓口での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 上記の事務においてマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合は、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を含む。 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む（申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る）。 上記の事務には、戸籍関係情報の照会事務を含む。
③システムの名称	手当システム（児童） 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名） 住民基本台帳ネットワークシステム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月28日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の56項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表の81項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 児童手当法第七条第一項（同法第17条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第4項において適用し、又は準用する場合を含む。）もしくは第2項の児童手当もしくは特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童手当法第9条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 児童手当法第12条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当もしくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 児童手当法第28条（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 6. 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	1. 受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 未支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務 6. 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	文言修正
令和7年10月28日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		（以下を追加） 上記の事務には、戸籍関係情報の照会事務を含む。	事後	戸籍法の一部改正に伴う追記
令和7年10月28日	Ⅰ-3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表 （別表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項（26、30、87、106の項） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条、第53条 （別表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161の項） （第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」が含まれる項（106、107の項）	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅳ-8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か：十分である 判断の根拠：マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う修正